

柏崎市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の目標管理シート

令和6（2024）～令和8（2026）年度

柏崎市福祉保健部福祉課

重点目標（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

計画（P）
↓
実施（D）

目標値

①施設入所者の地域生活への移行

国の指針	令和 8（2026）年度末時点で、令和 4（2022）年度末の施設入所者数の 6 % 以上が地域生活へ移行することを基本とする。
市の考え方	施設入所の利用ニーズが高いことから、令和 5（2023）年 3 月末の施設入所者（109 人）の 2%に当たる 2 人を地域生活に移行するものと設定します。

成果目標①	令和 8（2026）年度目標（3 年間の累計）
施設入所者の地域生活への移行	2 人

【目標値に対する実績/R 7. 3 月末時点】

R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	合計
0 人	－人	－人	0 人

《参考》R 5 年度：2 人

②施設入所者の削減

国の指針	令和 8（2026）年度末時点で、令和 4（2022）年度末の施設入所者数を 5 % 以上削減することを基本とする。
市の考え方	令和 2（2020）年 4 月から令和 5（2023）年 3 月までの 3 年間に 3 人削減されました。施設入所の希望者が多く、ニーズが高いことから、令和 8（2026）年度末の施設入所者数は令和 4（2022）年度末と同数である 109 人を設定します。

成果目標②	令和 8（2026）年度目標（最終年後末）
施設入所者の削減	施設入所者数 1 0 9 人

【目標値に対する実績/R 7. 3 月末時点】

R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
1 0 3 人	－人	－人

《参考》R 5 年度：1 0 7 人

主な活動指標

○活動指標等の一覧：資料 4 のとおり

○関係するサービス：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所、共同生活援助、地域相談支援、施設入所支援

	評価（C）	障害者福祉推進 会議意見	改善（A）
	【目標等を踏まえた評価、改善方策（案）】	【評価等に対する意見】	【次年度における取組等】
R6年度	【達成状況】 成果目標①： 0％ 成果目標②： 106％ 【今後の課題、方向性】 施設入所の利用ニーズが高いことや、施設入所者の高齢化や重度化により、地域移行は難しい状況にあるが、地域移行を希望する人のニーズに対応できる体制を引き続き整える必要がある。 【施設入所者の参考資料】 平均年齢：53.7歳、平均障害支援区分：5.6（最大値6）、重度障害者支援加算の対象者：66.9％	なし (R7.2.7開催)	第7期障がい福祉計画では、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の取組と連携し、引き続き地域移行についての検討・取組を行う。
R7年度			
R8年度			
最終評価			

重点目標

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

計画（P） ↓ 実施（D）	目標値	① 地域生活支援拠点等が有する機能の充実		R 6 年度	評価（C）	障害者福祉推進 会議意見	改善（A）					
		国の指針	令和8（2026）年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証および検討することを基本とする。					【目標等を踏まえた評価、改善方策（案）】	【評価等に対する意見】	【次年度における取組等】		
		市の考え方	地域生活支援拠点等については、地域全体で支える面的整備により「緊急時の受入れ対応」「24 時間の相談体制」機能から開始しました。柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会において、年1回以上の検証及び機能充実についての検討の場を設定します。									
		成果目標③									令和8（2026）年度目標	
		地域生活支援拠点等の確保									地域生活支援拠点等の登録事業所数の増加	
		成果目標④									令和8（2026）年度目標	
		地域生活支援拠点等の年1回以上の検証及び検討の実施									年1回以上の運用状況の検証を踏まえ、機能充実に向けての検討を年3回以上実施	
		【目標値に対する実績/R7.3月末時点】										
		R 6 年度										
		■10法人26事業所が登録（前年度と同数）										
■地域づくり部会を8回実施し、運用状況の検証及び機能充実に向けての検討等を行った。												
R 7 年度												
—												
R 8 年度												
—												
② 強度行動障害を有する者への支援体制の充実について				R 7 年度								
国の指針	令和8（2026）年度末までに強度行動障がいを有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。											
市の考え方	強度行動障がいを有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、支援体制整備を進めます。											
成果目標⑤		令和8（2026）年度目標										
強度行動障がいを有する者の支援体制の強化		強度行動障がいを有する者の状況把握及び支援体制整備の推進										
【目標値に対する実績/R7.3月末時点】												
R 6 年度												
強度行動障害の実数把握及び実態調査を実施し、実数や実態を確認することができた。また、支援体制整備の推進を図ることができた。												
R 7 年度												
—												
R 8 年度												
—												
R 8 年度		R 8 年度										
—												
最終評価		最終評価										
主な活動指標												

計画
(P)
↓
実施
(D)

目標値

①福祉施設から一般就労への移行（②、③、④の合計）

国の指針

・ 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和 8（2026）年度中に令和 3（2021）年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。
・ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を 5 割以上とすることを基本とする。

市の考え方

令和 3（2021）年度における福祉施設から一般就労への移行者は、6 人でした。市内事業所への調査から令和 8（2026）年度における移行者を令和 3（2021）年度の 2.5 倍に当たる 15 人以上で設定します。

成果目標⑥

令和 8（2026）年度目標（単年）

福祉施設から一般就労への移行者

1 5 人以上（ 2． 5 倍）

※目標値は、②、③、④の合計（単年）

【目標値に対する実績/R 7． 3 月末時点】

R 6 年度

R 7 年度

R 8 年度

5 人

－人

－人

《参考》R 5 年度： 1 0 人

③「就労継続支援 A 型事業」を通じた一般就労への移行者

国の指針

就労継続支援 A 型事業を通じて、令和 8（2026）年度中に一般就労に移行する者を令和 3（2021）年度の移行実績の 1.29 倍以上とすることを目指す。

市の考え方

令和 3（2021）年度における就労継続支援 A 型事業を通じて一般就労への移行者は、0 人でした。市内事業所への調査から令和 8（2026）年度における移行者を 2 人以上で設定します。

成果目標⑧

令和 8（2026）年度目標（単年）

就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者

2 人以上

【目標値に対する実績/R 7． 3 月末時点】

R 6 年度

R 7 年度

R 8 年度

0 人

－人

－人

《参考》R 5 年度： 1 人

②「就労移行支援事業」を通じた一般就労への移行者

国の指針

就労移行支援事業を通じて、令和 8（2026）年度中に一般就労に移行する者を令和 3（2021）年度の移行実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。

市の考え方

令和 3（2021）年度における就労移行支援事業を通じて一般就労への移行者は、6 人でした。市内事業所への調査から令和 8（2026）年度における移行者を令和 3（2021）年度の 1.5 倍に当たる 9 人以上で設定します。

成果目標⑦

令和 8（2026）年度目標（単年）

就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者

9 人以上（1． 5 倍）

【目標値に対する実績/R 7． 3 月末時点】

R 6 年度

R 7 年度

R 8 年度

4 人

－人

－人

《参考》R 5 年度： 4 人

④「就労継続支援 B 型事業」を通じた一般就労への移行者

国の指針

就労継続支援 B 型事業を通じて、令和 8（2026）年度中に一般就労に移行する者を令和 3（2021）年度の移行実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。

市の考え方

令和 3（2021）年度における就労継続支援 B 型事業を通じて一般就労への移行者は、1 人でした。市内事業所への調査から令和 8（2026）年度における移行者を令和 3（2021）年度の 4 倍に当たる 4 人以上で設定します。

成果目標⑨

令和 8（2026）年度目標（単年）

就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者

4 人以上

【目標値に対する実績/R 7． 3 月末時点】

R 6 年度

R 7 年度

R 8 年度

1 人

－人

－人

《参考》R 5 年度： 4 人

計画（P） ↓ 実施（D）	目標値	⑤就労定着支援事業の利用者数			⑥就労定着支援事業利用による職場定着率		
		国の指針	就労定着支援事業の利用者数は、令和 8（2026）年度末の利用者数を令和 3（2021）年度末実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。		国の指針	就労定着率については、令和 8 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2 割 5 分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。	
		市の考え方	令和 3（2021）年度における就労定着支援の利用実績は 5 人でした。市内事業所への調査から、令和 8（2026）年度における移行者を令和 3（2021）年度の 1.6 倍に当たる 8 人以上で設定します。		市の考え方	就労定着支援事業を行っている全ての事業所が、就労定着率が 8 割以上と設定します。	
		成果目標⑩		令和 8（2026）年度目標（単年）	成果目標⑪		令和 8（2026）年度目標（単年）
		就労定着支援事業の利用者数		8 人以上（1.6 倍）	就労定着支援事業所のうち、 就労定着率が 8 割以上の事業所の割合		10 割
		【目標値に対する実績/R 7. 3 月末時点】			【目標値に対する実績/R 7. 3 月末時点】		
		R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
		12 人	一人	一人	67 %	－%	－%
		《参考》R 5 年度：11 人			《参考》R 5 年度：100 %		
	主な活動指標	○活動指標等の一覧：資料 4 のとおり ○関係するサービス：就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練					

	評価（C）	障害者福祉推進会議意見	改善（A）
	【目標等を踏まえた評価、改善方策（案）】	【評価等に対する意見】	【次年度における取組等】
R 6 年度	【達成状況】 成果目標⑥：33 %、成果目標⑦：44 %、成果目標⑧：0 %、成果目標⑨：25 %、成果目標⑩：150 %、成果目標⑪：67 % 【今後の課題、方向性】 ・一般就労を希望する人が就労につながるができるよう、職場見学や実習の機会を拡充する必要がある。 ・技能や職業マナーの習得などの訓練効果を高めるだけでなく、セミナー等で企業とつながる機会を積極的に設け、参加企業への障がい者雇用に対する理解促進・意識啓発を継続していくことが求められる。 ・柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会で、職場見学・実習機会の拡充や工賃向上等の課題解決を実現するため、関係機関と連携を取りながら、効果的な取組を実施していく。	なし (R7.2.7 開催)	第 7 期障がい福祉計画では、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の取組と連携し、引き続き障がい者の一般就労についての検討・取組を行う。
R 7 年度			
R 8 年度			
最終評価			

重点目標

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

計画（P）
↓
実施（D）

目標値

①障がい児支援の提供体制（Ⅰ）

国の指針	児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
市の考え方	障がい児が必要な支援を受けることができるよう、現状機能の充実・拡大についての検討及び1か所整備に向けて課題整理並びに検討を継続していくこととし設定します。
成果目標⑫	令和8（2026）年度目標（最終年度）
児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターを1か所整備

【目標値に対する実績/R7．3月末時点】

R6年度	未設置。児童発達支援センター設置は、求められる機能・役割や県内の設置状況を確認しながら継続して協議を行う。柏崎市早期療育事業元気館（子どもの発達支援課）が求められる役割を担い、発達支援に関する入口としての相談及び児童の個々の特性に応じた効果的な支援を行っていく。
R7年度	
R8年度	

②障がい児支援の提供体制（Ⅱ）

国の指針	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等を活用しながら、令和8（2026）年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
市の考え方	障がい児が必要な支援を受けることができるよう、保育所等訪問支援を利用できる体制を1か所以上と設定します。
成果目標⑬	令和8（2026）年度目標（最終年度）
保育所等訪問支援の提供体制	保育所等訪問支援を1か所以上整備

【目標値に対する実績/R7．3月末時点】

R6年度	1か所実施済み（柏崎市早期療育事業元気館）
R7年度	
R8年度	

計画（P） ↓ 実施（D）	目標値	③ 障がい児支援の提供体制（Ⅲ）		④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	
		国の指針	令和 8（2026）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。	国の指針	令和 8（2026）年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
		市の考え方	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを 2 か所以上と設定しました。	市の考え方	医療的ケア児等に関する体制整備の協議を行うとともに、コーディネーターの配置を設定しました。
		成果目標⑭	令和 8（2026）年度目標（最終年度）	成果目標⑮	令和 8（2026）年度目標（最終年度）
		主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスをそれぞれ 2 か所以上確保	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	医療的ケア児等に関する支援体制の整備及びコーディネーター1 人配置
		【目標値に対する実績/R 7. 3 月末時点】			
		R 6 年度			
		児童発達支援 2 か所、放課後等デイサービス 2 か所が事業を実施している。			
		R 7 年度			
		—			
		R 8 年度			
		—			
	主な活動指標	○活動指標等の一覧：資料 4 のとおり ○関係するサービス：児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援			

	評価（C）	障害者福祉推進会議意見	改善（A）
	【目標等を踏まえた評価、改善方策（案）】	【評価等に対する意見】	【次年度における取組等】
R 6 年度	【達成状況】 成果目標⑫：－、成果目標⑬：1 0 0 ％、成果目標⑭：1 0 0 ％、成果目標⑮：－ 【今後の課題、方向性】 ・児童発達支援センターの設置は、求められる機能・役割や県内の設置状況を確認しながら協議していく。また、障がい児が必要な支援を受けることができるよう、現状の機能の充実や拡大についての検討を継続していく。 ・保育所等訪問支援を利用できる体制を継続して確保していく。 ・重症心身障がい児が児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用できる体制を継続して確保していく。 ・市内の医療的ケア児の人数が 4 人であることを共有した。引き続き医療的ケア児の支援に向けた情報共有、課題抽出を行い、コーディネーターの配置も含めた支援体制の整備を図っていく。	なし (R7.2.7 開催)	第 3 期障がい児福祉計画では、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の取組と連携し、引き続き障がい児支援体制の整備についての検討・取組を行う。
R 7 年度			
R 8 年度			
最終評価			

重点目標

(5) 相談支援体制の充実・強化など

計画 (P) ↓ 実施 (D)	目標値	①相談支援体制の充実・強化など	
		国の指針	・令和8（2026）年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。 ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行うとともに、これからの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。
		市の考え方	障がいのある人が自らの意思で暮らし方を決定するための多様なニーズに対応できるよう（基幹相談支援センターの有無によらず）総合的・専門的機能を高め、相談支援体制の強化・充実を図ります。
		成果目標⑯	令和8（2026）年度目標（最終年度）
		相談支援体制の充実・強化など	相談支援体制及び連携の強化、人材育成等をはじめとした総合的な底上げの取組の実施
		【目標値に対する実績/R7. 3月末時点】	
		R6年度	
		柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会に相談支援部会を立ち上げ、相談支援体制の現状や課題の共有、相談支援の充実強化に関する具体策の検討を行った。	
		R7年度	
		—	
		R8年度	
		—	
	主な活動指標	○活動指標等の一覧：資料4のとおり ○関係するサービス：計画相談支援・地域相談支援	

	評価（C）	障害者福祉推進 会議意見	改善（A）
	【目標等を踏まえた評価、改善方策(案)】	【評価等に対する意見】	【次年度における取組等】
R6年度	相談支援部会において、相談支援体制の現状や課題の共有、相談支援の充実強化に関する具体策の検討を行うことができた。 【今後の課題、方向性】 障がい福祉サービス利用者の増加に伴い、相談支援専門員が担当する受持ちケース数が多くなっていることから、相談支援業務に追われることで、アセスメントが不十分となってしまうことや、困難ケースの整理を行う時間が取れないといった課題がある。このため、新規の開設事業所等との連携により、適正な受持ち件数となるよう調整し、質の高い相談支援を実施していく必要がある。 また、相談支援連絡会を活用して研修や意見交換等を行い、相談支援専門員の人材育成の取組を継続して実施していく。	なし (R7.2.7開催)	第7期障がい福祉計画では、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の取組と連携し、引き続き相談支援体制の充実・強化についての検討・取組を行う。
R7年度			
R8年度			
最終評価			

重点目標

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

計画（P） ↓ 実施（D）	目標値	① 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	
		国の指針	令和 8（2026）年度末までに、都道府県及び市町村において、サービスの質向上を図るための取組に係る体制を構築する。
		市の考え方	障害者総合支援法及び児童福祉法の具体的内容の理解を促進する観点から、県や市が実施する研修への積極的な参加を呼びかけます。また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有することにより、市及び事業所の事務負担を軽減し、障がい福祉サービス提供体制の強化及び質の向上を図ります。
		成果目標⑰	令和 8（2026）年度目標（最終年度）
		障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組	市職員の障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加及び障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有などにより、事務負担の軽減及び障がい福祉サービス等の質の向上を図るための体制構築
		【目標値に対する実績/R 7. 3月末時点】	
		R 6 年度	
		・ 県主催の障害福祉事務担当者会議へ職員 3 人が出席した。	
		・ 審査支払システム委託先が主催する研修会を、職員 5 人が延べ 1 5 回受講した。	
		・ 毎月の報酬支払等の一連の作業において、加算等の算定方法、考え方等を事業所へ伝え、審査における注意点等を共有した。	
		R 7 年度	
		—	
		R 8 年度	
		—	
	主な活動指標		

	評価（C）	障害者福祉推進 会議意見	改善（A）
	【目標等を踏まえた評価、改善方策(案)】	【評価等に対する意見】	【次年度における取組等】
R6年度	県主催の障害福祉事務担当者会議への出席や、審査支払システム委託先が主催する研修会（障害福祉制度、障害福祉サービス等）を受講したことにより、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組を行った。 【今後の課題、方向性】 障がい福祉サービスの体系や報酬区分は細かく多岐に渡るため、知識習得及び業務経験が重要であることから、引き続き県や審査支払システム委託先が実施する研修への積極的な参加に努め、制度理解と適切な審査事務の実施につなげていく必要がある。また、分析した審査結果を事業所の請求担当者全体に共有し、事務負担の軽減や障がい福祉サービス提供の質の向上を図っていく。	なし (R7.2.7開催)	研修の受講や、審査支払システムによる審査結果の分析結果を共有することにより、事務負担の軽減及び障がい福祉サービス提供の質の向上を図っていく。
R7年度			
R8年度			
最終評価			